

一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 制度に関するパンフレットを作成
- 平成29年4月～ 職員に配布し周知を図る

目標2：所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成28年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成29年4月～ 職場環境整備委員会での検討開始
- 平成30年4月～ ノー残業デーの実施
管理職及び職員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成28年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成29年4月～ 職場環境整備委員会での検討開始
- 平成29年 ～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成30年4月～ 取得促進のための取組の開始